

令和4年4月1日



埼玉県信用保証協会

さいたま市大宮区桜木町1-7-5
ソニックシティビル11階

SDGs普及促進保証(愛称:ステップワン保証)の取扱いを開始

埼玉県信用保証協会では、県内中小企業者の皆さまの発展と持続可能な社会の実現に資するため、SDGs普及促進保証(愛称:ステップワン保証)の取扱いを開始しました。

本保証制度はこれからSDGsに取り組む、もしくは既に取り組んでいるお客さまが、当協会所定の「SDGs宣言確認書」を提出することで、信用保証料率を通常よりも最大10%優遇するものです。

SDGsをより多くのお客さまに身近なものとして取り組んでいただくために創設しました。

なお、本保証制度は、埼玉県が推進するSDGsへの取組みに賛同する金融機関と協働することを前提に創設したため、取扱いを、「埼玉県SDGsパートナー」に登録している金融機関に限定しています。

【制度の概要】

■保証の対象

SDGsの達成に向けた取組みを実施している、または実施する予定がある中小企業者。

具体的には、保証申込に際して、当協会所定の「SDGs宣言確認書」をご提出いただくこととなります。

■保証限度額

3,000万円

■資金用途

運転資金・設備資金

■信用保証料率(単位:%)

| 保証料率区分 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 信用保証料率 | 1.71 | 1.58 | 1.40 | 1.22 | 1.09 | 0.95 | 0.76 | 0.59 | 0.45 |
| 一般保証との比較 | ▲0.19 | ▲0.17 | ▲0.15 | ▲0.13 | ▲0.06 | ▲0.05 | ▲0.04 | ▲0.01 | — |

■取扱開始

令和4年4月1日